

第3章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画は、これまでの「ひらつか子育て応援プラン」の基本理念を継承し、「こども基本法^{*}」や「こども大綱^{*}」の目的や方針を踏まえ、平塚市の目指す将来像として、次のように基本理念を定めます。

**いきいき子育て のびのび子育て
一人ひとりが輝く
いのちきらめく 共生のまち ひらつか**

子ども・若者が豊かな人間性を持って成長すること、親が子どもを慈しみ、成長に喜びを感じながら、子育てをすることの原点に「いのちを大切にする心」があります。そして、この心は未来の親たちに受け継がれるだけでなく、地域の大人たちが子どもたちを温かく見守り、大切にする心へと広がります。

本計画では、「いのちを大切にする心」をまんなかに置き、子ども・若者、子育てをしている家庭の様々な課題を解決していくことで、安心していきいきと子育てをすることができ、全ての子ども・若者の権利が守られ、心身ともに健やかにのびのびと成長することができるよう、切れ目のない支援に取り組みます。

さらに、地域、学校、関係機関・団体、企業等社会全体で子ども・若者、子育てをしている家庭を見守り支え合うことで、一人ひとりが不安や悩みを解消し夢や希望を持って幸せな生活を送り、未来へ新しいいのちをつなぐことができる、持続可能なまちづくりを目指します。

2 基本的な視点

基本理念の実現に向け、5つの基本的な視点で計画に取り組みます。

(1) 全ての子ども・若者が尊重されのびのび育つ

子ども・若者は、社会の希望、未来を担う存在です。家族の愛情の下に養育され、子ども・若者の個性や考えが尊重される中で成長を遂げていくことが必要です。多様な学びや体験活動、教育・保育については良質かつ適切な内容及び水準のものとなるように配慮し、障がいの有無や国籍等にかかわらず、全ての子ども・若者が幸せな状態で成長できるよう取り組みます。

(2) 安心して子育てができる環境

子育て家庭の様々な事情や多様化するニーズに柔軟に対応できるよう子育てサービスを提供します。不安や孤独を抱くことなく、健康でゆとりを持って子どもと向き合えるよう行政、家庭や地域、学校、関係機関・団体、企業等が連携し、子育て支援に取り組みます。

(3) 子ども・若者の健やかな成長

関係機関と連携し妊娠・出産・産後までの切れ目のない支援と父親の積極的な関わりを進めることで安心して子どもを産める環境づくりに取り組むとともに、生活習慣の改善や健康づくりを進めます。

貧困と格差は、子ども・若者やその家族の幸せな状態を損ねたり、経験により育まれる信頼感や自己肯定感等が持てない状況をもたらしたりする可能性があるため、社会全体で対策を図るべき課題と捉え、貧困対策に取り組みます。

(4) 若者への支援

こどもが安心して過ごし、交流できる場所を持つことができるようこどもの居場所づくりが必要です。また、若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、若い世代の視点を取り入れながら、多様な価値観・考え方を大前提として、結婚や子育て、将来に対して希望が持てるよう若者への支援に取り組みます。

(5) 地域共生、地域で支える社会

社会のあらゆる分野の全ての人々が、子ども・若者・子育て支援の重要性に対する理解を深め、相互に協力しつつ、一体となって子ども・若者や子育て当事者を支えることが必要です。安全なまちづくりを進めるとともに、子育て当事者だけでなく企業や地域社会等、子ども・若者や子育てを見守り、支え合うことができる地域共生社会^{*}の実現に向けて取り組みます。

3 基本目標

基本理念の実現に向け、基本的な視点を踏まえ、5つの基本目標を掲げ計画を推進するものとします。

基本目標1 豊かな心を育み成長を支える環境づくり

- こどもの権利を保障し、多様な体験を通して心身ともに健やかに成長できるよう支援します。
- こどもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図ります。
- 障がいや配慮が必要なこどもを支援するとともに、育てにくさを感じる親に寄り添い、自信とゆとりを持って子育てができるよう支援の充実を図ります。
- 関係機関との連携を密にし、児童虐待の発生予防及び早期発見への体制を整備します。

基本目標2 子育て当事者に対する支援の充実

- 子育てや教育・保育に関する様々な経済的負担に対して支援します。
- 仕事と子育てが両立できるよう、働き方等に対する職場の意識改革や子育て家庭への相談体制の充実と支援制度の普及を促進します。
- 子育てにやさしく、心豊かに生活できるような安心・安全なまちづくりのために、交通安全や防犯意識の向上を図るとともに、安心して外出できるように配慮したバリアフリー化等、子育てしやすいまちづくりを推進します。
- 通学路等子どもが日常的に集団で移動する経路の安全に配慮します。
- 子育てに喜びを見出し、子育てを通して親の人生も豊かになるよう家庭教育への支援に取り組みます。

基本目標3 安心して子どもを生み育てることができる環境づくり

【子どもの誕生前から幼児期まで】

- 妊娠・出産・産後までの切れ目のない支援とともに、生活習慣の改善や健康づくりを推進します。
- 子どもの成長段階に応じた情報の提供や相談体制の充実を図ります。
- 楽しみや喜びが感じられる子育てへの支援として、良質な保育の受け皿確保に努めるとともに、子育て家庭の様々なニーズに応じた多様で柔軟な子育て支援サービスを提供します。
- 子育ての孤立化を防ぐため、子育て家庭が交流できる機会や相談体制等、地域全体で子育て支援の充実を図ります。

基本目標4 健やかに子どもが成長できる環境づくり【学童期・思春期】

- 子どもたち一人ひとりの個性を伸ばしながら、豊かな人間性と生きる力を形成できるよう、子どもの年代に応じた教育環境の向上を図ります。
- 子どもが悩みごとを自分で抱え込むことのないように気軽に相談でき、一人ひとりに寄り添い、共に考え、適切に支援できる体制づくりを進めます。
- 安心して過ごし、交流できる場所として、子どもの遊び場の整備や放課後等の子どもの居場所づくりを進めます。

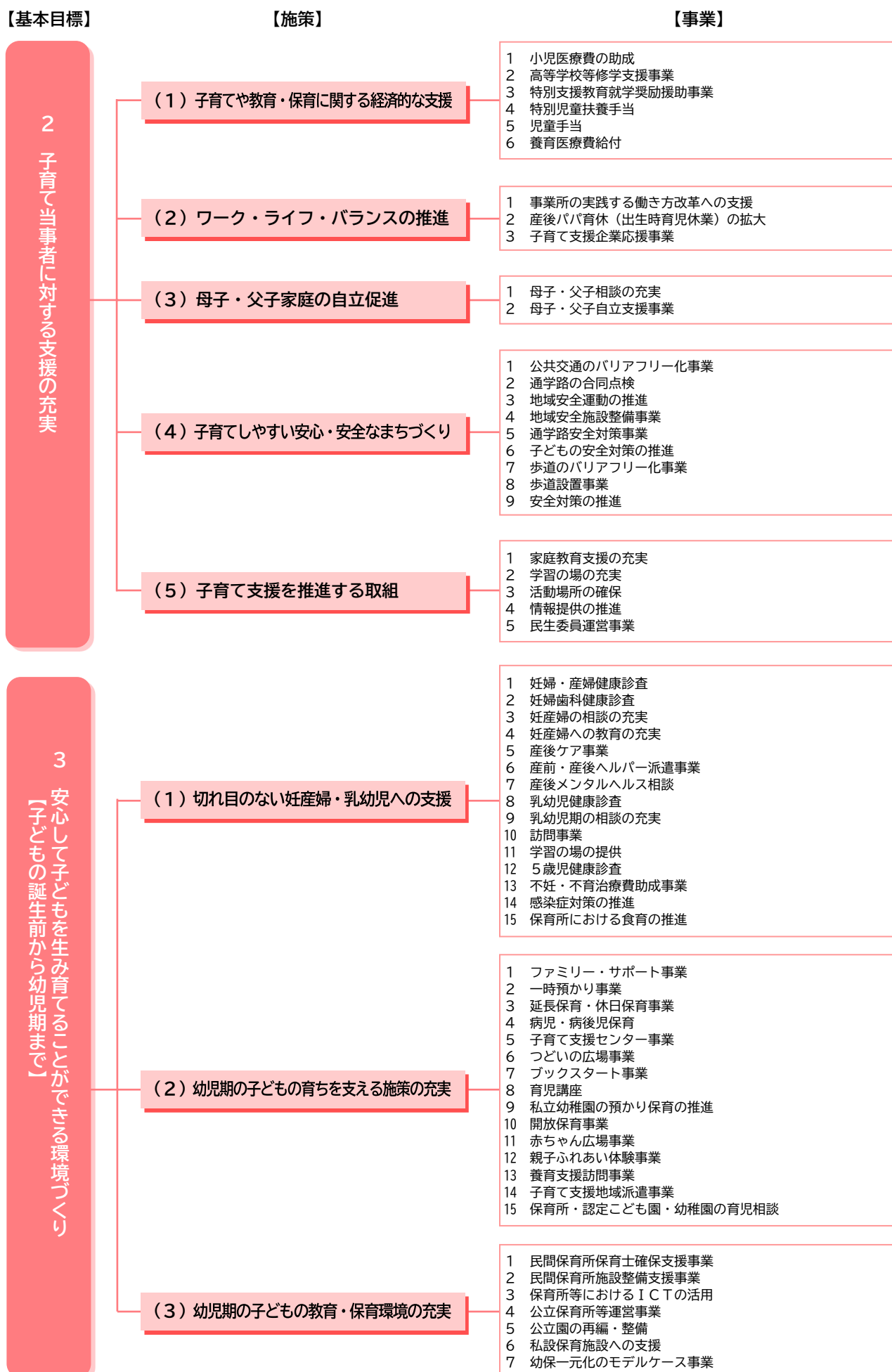
基本目標5 若者を支える環境づくり【青年期】

- 若い世代の雇用と所得環境の安定につながる経済的支援を確保することで、将来に希望を持って生きられる社会づくりに取り組みます。
- 若い世代の視点を取り入れながら、多様な価値観・考え方を前提として、結婚・子育てに関する不安を取り除き安心できるよう取組を進めます。併せて、若者の自己実現の支援にも取り組んでいきます。

4 施策の体系

5つの基本目標に19の施策が構成され、施策ごとに関連事業があります。

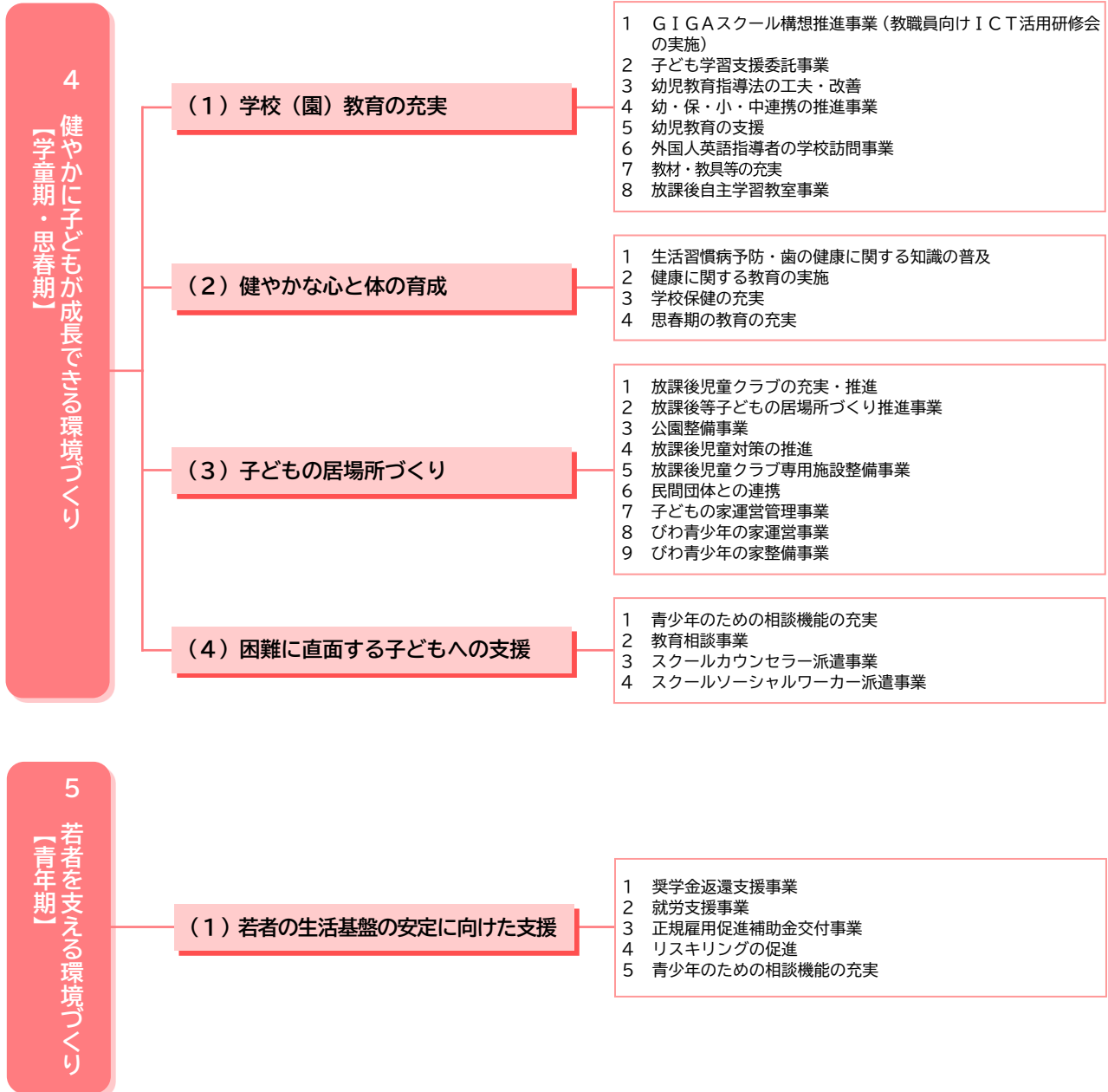




【基本目標】

【施策】

【事業】



第4章

施策の展開

第4章 施策の展開

基本理念の実現に向けて、5つの基本目標を掲げ、19の施策を立てました。施策に基づいて今後の平塚市の事業（市の取組）を定め、計画を推進していくものとします。

基本目標	こどもの様々な課題の解決に向けた基本理念の実現に向けて、5つの基本目標を設定しています。
施策の方向	- 基本目標に対して19の施策を立て、その方向を設定しています。 - アンケート調査やこどもの意見聴取等からの現状を踏まえ、平塚市の方向性を示しています。
事業 (市の取組)	- 事業ごとに、事業の概要、今後の取組、担当課を記載しています。 - 事業名の上にある記号は次のとおりです。 (総)「平塚市総合計画実施計画事業」に位置づけている事業 (若)「子ども・若者計画」に関連する事業 (困)「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」に関連する事業 (子)「子ども・子育て支援事業計画」に関連する事業 (母)「母子保健を含む成育医療等に関する計画」に関連する事業

基本目標1 豊かな心を育み成長を支える環境づくり

施策1 こどもの権利の尊重

施策の方向

多様な人格・個性を尊重し、権利を保障することで、子ども・若者の最善の利益を図ります。

事業

No.	事業名	事業の概要	担当課
1(1) 1	(総)(若)(子) 人権意識普及・啓 発の促進	一人ひとりの基本的人権が尊重され、誰もが豊かな心を育み、安心して生活を送ることができるよう、「平塚市人権施策推進指針」に基づき、効果的な人権啓発を推進します。	人権・男女共 同参画課
		今後の取組 市民一人ひとりが人権について正しい理解を持てるよう、講演会の開催や情報提供、広報活動等、あらゆる機会を活用し、効果的な啓発を進めます。また、ジェンダー平等※を通じて、性の多様性についての理解を深めるための取組も進めます。	
No.	事業名	事業の概要	担当課
1(1) 2	(総)(若)(子) 日本語指導協力 者派遣事業	学校(園)における日本語指導を支援するため、学校(園)の要請に応じて適宜日本語指導協力者を派遣します。	教育指導課
		今後の取組 学校(園)の要請に応じて適宜日本語指導協力者を派遣します。また、国際教室等連絡協議会を開催し、日本語指導の内容や方法について情報交換等を行います。	
No.	事業名	事業の概要	担当課
1(1) 3	(総)(若)(子) 心のバリアフリ ー※事業	障がいの有無にかかわらず、相互に理解を深めるため、関係団体と連携して、パネル展等を開催する等、思いやりの心が醸成されるよう「心のバリアフリー」を推進します。	障がい福祉 課
		今後の取組 「心のバリアフリー」を推進する事業の拡充を図ります。	
No.	事業名	事業の概要	担当課
1(1) 4	(若)(子) 人権教育の推進	人権教育を推進するため教職員の研修を充実します。	教育指導課
		今後の取組 人権を尊重した学校教育を確立するために人権教育担当者会を開催し、学校教育における人権教育の具体的な在り方を研究します。	

施策2 多様な体験を通じた豊かな心の育成

施策の方向

こどもが様々な体験や地域との交流を通して健やかに育つための環境づくりとともに、家庭教育と学校教育、社会教育が連携し、生涯にわたって学び続けることのできる体制を充実させます。

事業

No.	事業名	事業の概要	担当課
1(2) 1	(総)(若)(子) 水辺の楽校プロジェクト推進事業	子どもたちが、積極的に自然にふれあいながら「遊び」、「学び」、「冒険心」、「創造性」を育み、自然と接する「作法」や「感性」を養う場として活用します。 今後の取組 市民や子どもたちの遊びや自然体験の場として積極的に活用できるようにするために、水辺の楽校の維持管理を行うとともに、活動団体がイベント等を実施する際に、広報活動等の支援を行います。	みどり公園・水辺課
1(2) 2	(総)(若)(子) 児童・生徒地域参加事業の推進	地区公民館の児童・生徒地域参加事業において、異年齢の交流活動や文化活動、野外活動を推進します。 今後の取組 地域資源や地域人材を活用して新たな事業を実施します。	中央公民館
1(2) 3	(総)(若)(子) 自然観察等事業	児童・生徒が身近な自然に親しみ理解する機会となるように、生物分野では「自然教室」、地質分野では「自然観察入門講座」、天文分野では「星を見る会」をそれぞれ実施します。 今後の取組 アンケート等を活用して参加者の意見や保護者の意見を取り入れ、子どもの興味関心を惹きつけられるような事業展開を行います。	博物館
1(2) 4	(総)(若)(子) 美術教育の普及・体験事業	美術に親しむ人々の拡大と美術に関する学習活動や体験を目的に子ども、親子や成人を対象としたワークショップを行います。 今後の取組 美術への関心を増やす目的の体験型学習活動としてワークショップを開催し、幅広い年齢層の方に気軽に美術活動に取り組める機会の提供に努めます。	美術館
1(2) 5	(総)(若)(困)(子) 地域福祉推進事業	地域福祉を推進するため、市民と行政との協働により、地域の子どもから高齢者までがお互いに助け合い、支え合う仕組みとしての町内福祉村の新設及び既設福祉村等の環境整備を支援します。 今後の取組 既設福祉村について活動の支援を行うほか、福祉村未設置地区に出向き、本事業の説明やワークショップを実施することで、町内福祉村の意義や必要性を伝え、新設を促進します。	福祉総務課
1(2) 6	(総)(若)(子) 生きる力を育む学校づくり推進事業	幼児・児童・生徒の生きる力を育む学校づくりを推進するため、各学校(園)において、ふれあい教育、総合的な学習の時間、芸術鑑賞教室等を実施します。 今後の取組 ・子どもたちの「生きる力」を育むために、学校ごとに創意工夫をこらした特色ある教育活動を推進します。 ・小・中学校において作成された食に関する指導の年間計画に基づいて、給食時間、教科、委員会活動等で食に関する指導を実施します。	教育指導課、学校給食課

No.	事業名	事業の概要	担当課
1(2) 7	(総)(若)(子) 中学校部活動地域指導者派遣事業	中学校における部活動育成及び活性化のため、各学校の要請に応じ、専門的資質を有する部活動指導者を顧問の指導協力者として派遣します。	教育指導課
		今後の取組	
		中学校の要請に応じ、専門的資質を有する部活動指導者を顧問の指導協力者として派遣します。	
No.	事業名	事業の概要	担当課
1(2) 8	(総)(若)(子) 子ども読書活動推進事業	中央図書館で子どもの読書活動を推進します。 各中学校区子ども読書活動推進協議会が組織され、家庭・地域・学校等が連携して子どもが本への関心を深めるための取組を進めています。	中央図書館
		今後の取組	
		平塚市子ども読書活動推進計画(第5次)に基づいて、事業を実施します。	
No.	事業名	事業の概要	担当課
1(2) 9	(総)(若)(子) 各種少年少女スポーツ大会開催事業	自らスポーツを楽しむ態度を身に付け、併せて体力の向上並びに健全な心身の育成を図るため、子どもを対象としたスポーツ大会を開催します。	スポーツ課
		今後の取組	
		小・中学生による水泳、野球、剣道、マラソン大会を開催します。	
No.	事業名	事業の概要	担当課
1(2) 10	(総)(若)(子) 市民総合体育大会開催事業	各種スポーツを通じて健康明朗な心身の育成を図るとともに、地域住民相互の親睦を図り、併せて市民のスポーツの祭典とした市民総合体育大会を開催します。	スポーツ課
		今後の取組	
		小・中学生が参加できる競技の拡大のため、参加資格の緩和を行いスポーツ活動の機会の充実を図ります。	
No.	事業名	事業の概要	担当課
1(2) 11	(若)(子) 地域の身近な人との交流	保育所、幼稚園、認定こども園の園児と地域の子どもの小・中学生、高齢者等といった地域の身近な人との交流を図り、子どもの社会性を養います。 〔対象：就学前子ども、小・中学生及び高齢者〕	保育課、教育指導課
		今後の取組	
		乳幼児が小学校や高齢者施設を訪問したり、中学校の家庭科や職場体験等を通じて中学生とふれあったりする等、園の行事や学校での活動、地域的行事を通して、地域の子どもの小・中学生、高齢者等と交流します。	
No.	事業名	事業の概要	担当課
1(2) 12	(若)(子) 自然体験等活動	・保育所、幼稚園、認定こども園の園児や地域の子どもの「生きる力」を培い、また社会性の育成を図るため、自然体験や社会体験活動を行います。 〔対象：就学前子ども〕 ・自然とふれあう体験活動の機会の充実を図ります。 〔対象：小学生等〕	保育課、教育指導課、青少年課
		今後の取組	
		・地域の自然を活用した自然体験活動や園外保育等において、園では味わえない自然体験や社会体験活動を実施します。 ・概ね月1回程度、自然のものを生かしたクラフトや野外炊事、作物の植付収穫等の体験を実施します。	

No.	事業名	事業の概要	担当課
1(2) 13	(若)(子) こども環境教室 事業	環境の保全や創造の重要性に気づき、考え、それぞれの立場に応じて自発的、積極的に行動できる人材の育成を目指すため、環境分野への理解を深める体験教室を実施します。	環境政策課
		今後の取組	
		エネルギー・生物多様性・資源循環等、様々な分野について、楽しく学び、考える体験教室を市民団体へ委託し、年3回程度実施することで、次世代を担う子どもたちの環境への関心を高めるように促します。	
1(2) 14	(若)(子) プラネタリウム 投影事業	児童・生徒が宇宙や天文への関心と理解を深める機会となるように、投影を実施します。投影においては一般投影のほか、幼稚園及び小・中学校向けの投影プログラムを準備し団体見学を受入れます。	博物館
		今後の取組	
		幼稚園及び小・中学校向け投影については、各教員の意見を取り入れ、一般向け投影についてはアンケート結果を参考にしながら、プログラムを作成し、投影を行います。また、乳幼児向けの観覧環境を提供します。	
1(2) 15	(若)(子) 芸術文化子ども 体験事業	子どもたちが、長い歴史と伝統の中から生まれ守り伝えられてきた貴重な財産である芸術文化を体験することで、歴史、伝統、芸術文化に対する関心や理解を深め、豊かな人間性を育む機会を提供します。	社会教育課
		今後の取組	
		小・中学校、平塚市文化連盟、地域教育力ネットワーク協議会及び公民館等と連携し、体験事業の充実を図ります。	
1(2) 16	(若)(子) 保育所のボラン ティアの受入れ	園児とのふれあいを通して、保育の基礎的な知識や技術を習得してもらい、地域への社会奉仕活動への参加を図るため、保育所での保育実習及び地域の保育ボランティアの受入れを行います。	保育課
		今後の取組	
		小・中・高校生の社会(職業)体験学習や保育実習の場の提供、地域のボランティアや絵本の読み聞かせボランティア等の受入れをします。	
1(2) 17	(若)(子) 学校支援ボラン ティアの活用	学校の教育活動の充実と開かれた学校づくりのために学校支援ボランティア等地域の方々の教育力を活用します。	教育指導課
		今後の取組	
		各学校の実情に合わせ、ボランティアの活用を図るための必要な支援を行います。	

施策3 こどもの貧困対策の推進

施策の方向

貧困への対策と自立の支援を進めます。

事業

No.	事業名	事業の概要	担当課
1(3) 1	(総)(若)(困) (子) 生活困窮者自立 支援事業	生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業、一時生活支援事業、家計改善支援事業、就労準備支援事業、就労訓練事業、住居確保給付金の支給その他包括的な支援を実施します。	福祉総務課
		今後の取組	
		自立相談支援事業、一時生活支援事業、家計改善支援事業、就労準備支援事業、就労訓練事業の実施及び住居確保給付金の支給を継続します。	

第4章 施策の展開

No.	事業名	事業の概要	担当課
1(3) 2	(総)(若)(困)(子) 生活困窮世帯の子ども支援事業	高校進学や進学後の中退防止に取り組み、高校卒業後の就職や大学等への進学支援を行います。	生活福祉課
		今後の取組	
		関係機関と連携し保護者と生徒自身の両者に対して継続した支援を行います。	
No.	事業名	事業の概要	担当課
1(3) 3	(若)(困)(子) 市営住宅の子育て世帯向け住戸提供事業	低廉な家賃で、子育て世帯向けに住戸内環境を配慮して給湯設備(キッチン、浴室、洗面所)を設置した住戸を提供します。	建築住宅課
		今後の取組	
		市営住宅の空家募集(年2回:5月・11月)を行う際、募集する戸数に応じ、2割程度の住戸を目標に子育て世帯向けに給湯設備を設置します。	
No.	事業名	事業の概要	担当課
1(3) 4	(若)(困)(子) ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等の経済的負担を軽減するために医療費の一部を助成します。	こども家庭課
		今後の取組	
		ひとり親家庭等の生活と自立を図るため、母子家庭、父子家庭に対し、適正な医療費助成を行います。	
No.	事業名	事業の概要	担当課
1(3) 5	(若)(困)(子) 保育所保育料の軽減	子どもの数や世帯の所得に応じた保育所保育料の軽減を維持します。	保育課
		今後の取組	
		「幼児教育・保育の無償化※」を踏まえながら、低所得世帯や多子世帯に対する保育所保育料の軽減に取り組みます。	
No.	事業名	事業の概要	担当課
1(3) 6	(若)(困)(子) 幼稚園の実費徴収に係る補足給付事業	低所得者の負担軽減を図るため、施設等利用給付認定保護者(子どもが従来制度の幼稚園を利用)に対する副食材料費に要する費用の一部を補助します。	保育課
		今後の取組	
		対象者へ副食材料費に要する費用の一部を補助します。	
No.	事業名	事業の概要	担当課
1(3) 7	(若)(困)(子) 児童生徒就学援助事業	経済的な理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対して、就学に要する費用の一部を助成します。	学務課
		今後の取組	
		引き続き、経済的な理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対して、就学に要する費用の一部を助成します。	
No.	事業名	事業の概要	担当課
1(3) 8	(若)(困)(子) 生業扶助・教育扶助	対象となる児童・生徒がいる生活保護世帯に対し、高等学校等就学費や教育扶助費として学習支援費や教材代を援助します。	生活福祉課
		今後の取組	
		引き続き法令に基づいて事業を継続します。	
No.	事業名	事業の概要	担当課
1(3) 9	(若)(困)(子) 児童扶養手当	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図るため、父母の離婚、父又は母の死亡等により、父親又は母親と生計を同じくしていない児童について、手当を支給します。	こども家庭課
		今後の取組	
		ひとり親家庭等の経済的安定を図るため、児童扶養手当法に基づき適正に児童扶養手当を支給します。	

施策4 育てにくさを感じるこども・親への支援

施策の方向

育てにくさを感じる親に対して、育児に余裕と自信を持てるように適切な情報提供と相談の場を提供するなど、親に寄り添った支援体制の構築を目指します。

事業

No.	事業名	事業の概要	担当課
1(4) 1	(総)(若)(子)(母) ペアレントトレーニング	発達等に課題のある子どもの養育は難しく、親が子育てに自信を失いがちであることから、主に発達障がいのある子の保護者を対象に、8回コースの講座を実施します。また、幼稚園・保育所、小・中学校等の指導者向け講座であるティーチャーズトレーニングも実施します。 今後の取組 より多くの方が受講できるように講座の実施方法を工夫します。また、講座修了者に対して、同じ立場の保護者から悩み等を共感的に聞くことができる「ペアレントメンター」として活動してもらえるようにその育成に取り組みます。	こども家庭課
1(4) 2	(総)(若)(困)(子) こども発達支援室の療育相談	子どもの発達に関する相談を電話や面接により対応します。また、保健師、心理士、ことばの相談員、言語聴覚士、理学療法士、作業療法士、小児精神科医、整形外科医による相談、一般相談等、子育てについての不安や悩みの相談を受け付けます。 今後の取組 相談事業を継続します。また、はぐくみサポートファイル等のツールを活用し、就学に向けての切れ目のない支援に取り組みます。	こども家庭課
1(4) 3	(総)(若)(子)(母) 就学相談・指導事業	特別な教育的配慮が必要と思われる幼児・児童・生徒を対象に、適正な就学ができるように相談や指導を行います。 今後の取組 平塚市教育支援委員会において、個々の教育的ニーズに応じた適正な就学相談・指導を行うとともに、その後の継続的な支援の在り方について検討します。	子ども教育相談センター
1(4) 4	(総)(若)(困)(子)(母) 医療的ケア児*等とその家族への支援	医療的ケア児等とその家族が必要な支援を受けられるよう、医療的ケア児等コーディネーターによる相談体制を確保します。また、医療的ケア児の介助を行う家族のレスパイト（休息）を支援します。 今後の取組 医療的ケア児等コーディネーターの設置や、在宅レスパイト事業の実施により、関係機関との支援ネットワークを構築し、医療的ケア児等とその家族への支援の充実を図ります。	こども家庭課
1(4) 5	(若)(子)(母) 育てにくさを感じる親に寄り添う支援	子育て中の親が育児に対して少しでも余裕と自信を持つことができるように、育てにくさを感じている親の実態を把握しながら支援します。 今後の取組 ・乳幼児健診票から実態を把握します。 ・子育ての仕方や発育発達の知識を普及します。 ・幼児健診事後フォロー教室を継続して取り組みます。	健康課

No.	事業名	事業の概要	担当課
1(4) 6	(若)(子)(母) 子育て講座	子育ての悩みがある親に対して、子どもとの関わり方や親子関係を改善します。	こども家庭課
		今後の取組	
		子育ての悩みがある親に対して、子どもとの関わり方や親子関係を改善していく講座を開催します。	
1(4) 7	(若)(子)(母) 発達支援コーディネーターの育成・配置	公立保育所及び認定こども園に、専門的知識を持った「発達支援コーディネーター」を育成・配置し、障がい児や配慮が必要な子ども及び保護者に対するきめ細やかな支援を行います。	保育課、こども家庭課
		今後の取組	
		研修を継続して行い、発達支援コーディネーターを育成し、公立保育所及び認定こども園に配置します。	
1(4) 8	(若)(子)(母) 福祉サービスの支給	障がい児等に対する各種福祉サービスを支給し、障がい児等の発達支援及び保護者の介護負担軽減を図ります。 また、本人のための支援が年齢で途切れることのないよう、特別支援学校等とも連携し、切れ目のない支援に取り組みます。	こども家庭課
		今後の取組	
		サービスについての情報提供をし、引き続き適切に支給します。	
1(4) 9	(若)(子)(母) 配慮が必要な子どもの保育	保育が必要で集団保育が可能な障がい児や配慮が必要な子どもを受入れて保育を行います。また、集団保育による療育が必要な子どもを対象に、集団生活の中で発達促進を図るため、統合保育を行うとともに、療育相談等で、フォローを必要とする子どもを対象に、集団生活を体験できる場を提供します。 〔対象：就学前子ども〕	保育課、こども家庭課、学務課
		今後の取組	
		・障がい児や配慮が必要な子どもを受入れ、保育を実施します。 ・障がいのあるなしにかかわらず、全ての園児が幼稚園、保育所及び認定こども園において集団で生活し、ともに活動できるように支援します。 ・保育士が講習会や研修会へ積極的に参加し、必要な知識の習得に努め、受入体制の強化を図ります。	
1(4) 10	(若)(子)(母) 保育所や学校等におけるインクルージョンの推進	保育所や学校等におけるインクルージョンを推進するため、関係機関と協力・連携し、事業所が保育所等訪問支援を円滑に行うことができる体制を構築します。	こども家庭課
		今後の取組	
		保育所等訪問支援の実施により、関係機関との協力・連携を行うことで地域における障がい児等の支援体制の強化を図ります。	
1(4) 11	(若)(子) 研修・研究推進事業	支援が必要と思われる児童・生徒への理解や、インクルーシブ教育※の在り方について理解を深めるため、各種研究会・研修会を実施します。	子ども教育相談センター
		今後の取組	
		インクルーシブ教育の推進と校内支援体制の充実を図るとともに、特別支援教育についての理解を深めるため、内容を精査した研修会・研究会等の開催に努めます。	

施策5 虐待の防止と社会的養護の推進

施策の方向

関係機関が連携することで、虐待の防止やヤングケアラー※の早期把握に努めます。

事業

No.	事業名	事業の概要	担当課
1(5) 1	(総)(若)(困)(子) 女性のための相談事業	女性が日常生活の中で直面する様々な悩みの解消や配偶者等の暴力から女性とその子どもを守るため、女性のための相談窓口を設けます。 今後の取組 女性やその子どものための支援等について、相談体制や関係機関との連携を強化します。	人権・男女共同参画課
1(5) 2	(若)(困)(子)(母) 児童虐待防止等ネットワークの充実	児童虐待は、こども総合相談担当を中心に相談を受け、児童の処遇対応をしていますが、必要に応じて援助活動チームを編成し、関係機関と連携を取り対応します。 今後の取組 平塚市児童虐待防止等ネットワークの充実・強化を図り、子育ての支援、虐待等の早期発見や未然防止及び対策を進めます。また、実務者会議を定期的に、個別ケース検討会議等を随時開催します。	こども家庭課
1(5) 3	(若)(困)(子)(母) ハイリスク者への支援の充実	児童虐待防止のため、早期から必要な支援を提供できるように関係機関と連携します。 今後の取組 ・「ひらつかネウボラルームはぐくみ」において、妊娠期からハイリスク者への対応を行います。 ・家庭訪問、健診等において機会を捉えた対応を行います。	健康課
1(5) 4	(若)(困)(子) 保護を必要とする子どもへの対策	・こども総合相談担当と児童相談所※との連携を密にし、保護を必要とする子どもへの早期対応を図ります。 ・里親制度の啓発・普及に努めます。 今後の取組 ・児童相談所や関係機関と連携し、支援を必要とする子どもへの早期対応を図ります。 ・全ての子どもの権利を擁護するために子ども家庭総合支援拠点の設置に取り組みます。 ・里親制度紹介講座及び里親相談（児童相談所主催）を実施し、制度の啓発・普及に努めます。	こども家庭課
1(5) 5	(若)(困)(子) 子ども及び子育て家庭に係る総合支援	こども家庭センター※を設置し、妊産婦、子育て世帯、こどもへの切れ目のない支援を強化します。児童相談所や関係機関等と連携し、地域資源の活用や子育て支援サービス情報を一元的に把握して、ネットワーク化を図ります。 今後の取組 利用者への情報提供、ケースマネジメント及び利用援助等の支援を行うとともに、子育て家庭や保育所からの相談に対応します。また、ヤングケアラー※等の支援ニーズが高い子どもに対し、関係機関と連携して支援に取り組みます。	こども家庭課
1(5) 6	(若)(子) DV防止のための啓発	DV防止のための啓発事業を行います。 今後の取組 市内の中学校で、生徒や教員に対しデートDV※防止講座を開催します。	人権・男女共同参画課

施策6 こどもの安全と青少年の健全育成の推進

施策の方向

交通安全意識向上を図る教育を推進します。また、地域住民、関係団体等の協力のもと、こどもの非行防止や健全な発育に好ましくない環境の解消に努めます。

事業

No.	事業名	事業の概要	担当課
1(6) 1	(総)(若)(子) 交通安全推進事業	幼稚園、保育所、認定こども園、学校等において交通安全教室を開催し、交通事故防止と交通安全の啓発を行います。	交通政策課
		今後の取組	
		交通ルールやマナーの周知を継続的に実施し、交通事故防止と交通安全意識の向上を図ります。	
1(6) 2	(総)(若)(困) (子) 非行防止活動の推進	・心豊かで、規範意識・遵法精神・社会性が向上した青少年を一人でも多く育成するため、社会を明るくする運動を通して、講演会や街頭啓発キャンペーン等を行います。	青少年課
		・愛護指導活動、相談活動を行います。	
		・青少年指導員による環境浄化活動を行います。	
1(6) 3	(総)(若)(子) 違反屋外広告物 除去事業	今後の取組	まちづくり 政策課
		・犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くため、社会を明るくする運動の活動を支援します。	
		・青少年の非行を防止するため、学校及び地域と協力し、声掛けや見回り活動を実施します。	
1(6) 4	(若)(子) サポートチーム システム推進事業	道路上等における違反屋外広告物（風俗広告物等含む）の掲示により、青少年の育成に悪影響を与える恐れも考えられるため、この課題を未然に防止する観点からも実施します。	まちづくり 政策課
		今後の取組	
		・年1回の除却キャンペーンの開催を継続して行います。	
1(6) 5	(若)(子) 社会環境実態調査	小・中学生の問題行動への対策を話し合い、地域や関係機関と連携し、具体的な指導、支援を行います。	教育指導課
		今後の取組	
		令和4年度より休止。	
1(6) 5	(若)(子) 社会環境実態調査	県が主催する青少年の健全育成を目的とした「社会環境実態調査」に協力し現地調査をします。	青少年課
		今後の取組	
		引き続き、県と連携し調査を継続します。	

基本目標2 子育て当事者に対する支援の充実

施策1 子育てや教育・保育に関する経済的な支援

施策の方向

医療や幼稚園、保育所等に関する費用負担に配慮し、子育て家庭に対しそれぞれの事情に応じた経済的支援を推進します。

事業

No.	事業名	事業の概要	担当課
2(1) 1	(総)(若)(困)(子) 小児医療費の助成	小児医療費の助成を行います。 令和2年1月から所得制限撤廃 通院・入院対象年齢…0歳児から18歳年度末まで 今後の取組 18歳年度末までの通院、入院時の医療費について適正に医療費助成を行います。	こども家庭課
No.	事業名	事業の概要	担当課
2(1) 2	(総)(若)(困)(子) 高等学校等修学支援事業	高等学校等における修学支援を行うため、修学支援金を支給します。 今後の取組 引き続き、勉学に意欲的で修学することに経済的な支援が必要な者に対し、支援金を支給します。	学務課
No.	事業名	事業の概要	担当課
2(1) 3	(若)(困)(子) 特別支援教育就学奨励援助事業	特別支援教育を円滑に受けることができるようにするため、特別支援学級に就学する児童・生徒等の保護者に対して、就学に要する費用の一部を助成します。 今後の取組 引き続き、特別支援学級に就学する児童・生徒等の保護者に対して、就学に要する費用の一部を助成します。	学務課
No.	事業名	事業の概要	担当課
2(1) 4	(若)(困)(子) 特別児童扶養手当	児童の福祉の増進を図るため、精神、知的又は身体障がい等（内部障がいを含む）で、政令に定める程度以上の障がいがある20歳未満の児童について、手当を支給します。 今後の取組 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、精神又は身体に障がい有する児童について特別児童扶養手当の認定、喪失届等の受付事務を行います。	こども家庭課
No.	事業名	事業の概要	担当課
2(1) 5	(若)(困)(子) 児童手当	次代の社会を担う児童の健やかな成長のため、0歳から18歳到達後最初の3月31日までの児童について、手当を支給します。 今後の取組 児童のいる家庭の経済的安定を図るため、児童手当法に基づき適正に児童手当を支給します。	こども家庭課
No.	事業名	事業の概要	担当課
2(1) 6	(若)(困)(子) 養育医療費給付	子どもが未熟児で生まれ、指定養育医療機関の医師が入院治療の必要を認めたとときの医療費を助成します。 今後の取組 母子保健法に基づき、未熟児の医療費（保険診療分の自己負担額）を適正に助成します。	こども家庭課

施策2 ワーク・ライフ・バランスの推進

施策の方向

男女雇用機会均等法、育児休業・介護休業制度等の周知と利用促進に努め、母親も父親も子育てしやすい職場環境となるよう改善を図ります。また、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、子育て中の母親、父親がともに育児や家事、仕事等に取り組めるように、働き方の見直しを進めます。

事業

No.	事業名	事業の概要	担当課
2(2) 1	(総)(若)(子) 事業所の実践する働き方改革への支援	従業員のだれもが仕事と家庭の両立がしやすい職場環境づくりを後押しするため、イクボス宣言企業登録制度の普及を進めます。	人権・男女共同参画課
		今後の取組	
		平塚市イクボス宣言登録企業を増やすため、制度取得によるメリットや登録された企業を紹介するとともに、事業所を対象に働き方改革等に関する講演会等を開催します。	
No.	事業名	事業の概要	担当課
2(2) 2	(総)(若)(子)(母) 産後パパ育休(出生時育児休業)の拡大	「産後パパ育休(出生時育児休業)」を広めるため、本市独自の助成制度等を推進するとともに、事業者へ周知していきます。	産業振興課、人権・男女共同参画課、健康課
		今後の取組	
		子育て支援企業応援奨励金、子育て支援企業応援アドバイザー派遣事業、産後パパ育休取得応援交付金制度を推進するとともに、事業者へ制度の活用を促し、「産後パパ育休(出生時育児休業)」を広めていきます。	
No.	事業名	事業の概要	担当課
2(2) 3	(総)(若)(子) 子育て支援企業応援事業	市内中小企業等における、従業員の仕事と子育ての両立支援に関する取組を後押しするため、仕事と子育ての両立支援に関する情報の周知・啓発に努めるとともに、専門家派遣や奨励金制度を実施します。	産業振興課
		今後の取組	
		ひらつか労働ニュース(市ウェブ上の定期更新ページ)で仕事と子育ての両立支援に関する情報を発信するとともに、従業員が妊娠・出産、子育てをしながら安心して働ける雇用環境整備に取り組む市内中小企業等に対し、専門家を派遣します。また、従業員の仕事と子育ての両立支援に向けた雇用環境整備に新たに取り組んだ市内中小企業等に対し、奨励金を支給します。	

施策3 母子・父子家庭の自立促進

施策の方向

母子・父子家庭に対し、経済的、精神的な支援を行い、自立の手助けをします。

事業

No.	事業名	事業の概要	担当課
2(3) 1	(若)(困)(子) 母子・父子相談の 充実	母子・父子家庭の自立促進のため、就労支援、母子・父子福祉資金の貸付け、母子・父子保護等を含むあらゆる相談に対応します。	こども家庭課
		今後の取組	
		母子・父子家庭の自立促進のため、母子・父子自立支援員等による就労支援、母子・父子福祉資金の貸付け等、あらゆる相談に対応します。	
No.	事業名	事業の概要	担当課
2(3) 2	(若)(困)(子) 母子・父子自立支 援事業	母子家庭の母又は父子家庭の父が自立するために、教育訓練講座や高等職業訓練促進への助成等自立支援給付事業を実施します。	こども家庭課
		今後の取組	
		母子・父子家庭への支援対策として、引き続き自立支援給付事業を実施します。	

施策4 子育てしやすい安心・安全なまちづくり

施策の方向

子育てしやすいまちの環境をつくるためにユニバーサルデザインの考え方に基づき、地域の様々な立場の人たちの参画のもと、利用者の立場を考えた道路、公共交通機関等のバリアフリー化を進めます。また、防犯街路灯等のインフラ整備を進めるとともに、地域の大人たちが積極的、継続的に子どもとふれあうことにより、住民同士の連帯感を高め、地域の見守りの力で犯罪の起こらない明るいまちづくりを図ります。

事業

No.	事業名	事業の概要	担当課
2(4) 1	(総)(若)(子) 公共交通のバリ アフリー化事業	妊婦、ベビーカー使用者等の子育て世代を含めた全ての市民の公共交通による移動の利便性や安全性の向上を図るために、市内の交通事業者に対して、ノンステップバス及びユニバーサルデザインタクシー※の導入を支援します。	交通政策課
		今後の取組	
		令和4年6月に「平塚市バリアフリー基本構想に基づく事業計画」を策定しました。 ノンステップバス及びユニバーサルデザインタクシーの導入目標達成に向けて、国等と連携を図りながら、交通事業者による導入を支援します。	
No.	事業名	事業の概要	担当課
2(4) 2	(総)(若)(子) 通学路の合同点 検	通学路の安全を確保するため、各学校からあげられた通学路の危険箇所を学校、保護者、自治会等地域住民、警察、道路管理者等で通学路の合同点検を実施し、安全対策案の検討・対策の実施を進めます。	教育指導課
		今後の取組	
		地域、学校、関係機関等と連携し、通学路の合同点検を実施します。	

第4章 施策の展開

No.	事業名	事業の概要	担当課
2(4) 3	(総)(若)(子) 地域安全運動の 推進	- 子どもたちが犯罪に巻き込まれないよう、市民の防犯意識の高揚を図るため、関係機関及び関係団体と連携し地域安全運動や地域安全運動推進大会、研修会等を実施します。 - 地域の防犯活動を支援します。	危機管理課
		今後の取組	
		警察や防犯協会と連携し、事業を実施します。	
No.	事業名	事業の概要	担当課
2(4) 4	(総)(若)(子) 地域安全施設整 備事業	子どもたちが犯罪に巻き込まれないよう、防犯街路灯の維持管理を行うとともに、基準に基づき設置します。	危機管理課
		今後の取組	
		自治会等の要望を確認し、事業を実施します。	
No.	事業名	事業の概要	担当課
2(4) 5	(総)(若)(子) 通学路安全対策 事業	児童・生徒の安心・安全な通学を確保するために、地域との連携により、見守り活動の推進や通学路の環境を整備します。	教育指導課
		今後の取組	
		地域、学校との連携により安全で安心して通学できる環境づくりを進めている団体を支援するなどにより、通学路の道路環境を整えていきます。	
No.	事業名	事業の概要	担当課
2(4) 6	(総)(若)(子) 子どもの安全対 策の推進	市内の各中学校区の地域教育力ネットワーク協議会が行う「こどもサポート看板」の設置・管理や防犯パトロールの活動を支援し、子どもの安全確保に努めます。	社会教育課
		今後の取組	
		市内の公共施設、住宅、店舗等への「こどもサポート看板」の設置に努めるとともに、引き続き防犯パトロールを行い、地域全体で子どもたちを見守る活動を行います。	
No.	事業名	事業の概要	担当課
2(4) 7	(若)(子) 歩道のバリアフ リー化事業	歩行者の安全性の向上や、妊婦、ベビーカー使用者等の子育て世代にも優しいまちづくりを進めるため、歩道の段差改修等を行い、歩道のバリアフリー化を進めます。	道路整備課
		今後の取組	
		平塚市バリアフリー基本構想に位置づけられた生活関連経路における歩道の巻込み部の段差改修等を行います。	
No.	事業名	事業の概要	担当課
2(4) 8	(若)(子) 歩道設置事業	交通量の多い道路や通学路において、歩行者と車両を分離し、歩行者等の通行空間を整備することにより、道路利用者の安全確保に取り組みます。	道路整備課
		今後の取組	
		幹線道路や通学路等に歩行者等の安全を確保するため、計画的に歩道整備を行います。	
No.	事業名	事業の概要	担当課
2(4) 9	(若)(子) 安全対策の推進	公園等の点検・整備を行い、子どもの遊び場の安全確保に努めます。	みどり公園・水辺課、総合公園課、青少年課
		今後の取組	
		- 直営による公園施設の点検において、ベンチや一般的な遊具等の共通項目だけでなく、公園特性に応じた附帯的な施設についても、細やかな部分まで点検を行い、安全管理を徹底します。 - 安全に遊ぶことができる広場にするために定期的な巡回点検を行い、修繕等を実施します。	

施策5 子育て支援を推進する取組

施策の方向

親が子育てに喜びを見出し、子育てを通して親の人生も豊かになるよう家庭教育への支援に取り組みます。また、地域に住む大人が子どもと積極的に関わることで地域全体の子育て力の向上を図ります。

事業

No.	事業名	事業の概要	担当課
2(5) 1	(総)(若)(子) 家庭教育支援の 充実	中央公民館の家庭教育講演会、地区公民館の家庭教育学級において、子育て世代に交流の場を提供し、家庭教育の重要性を発信します。 今後の取組 子育て世代のニーズを把握して事業を実施します。	中央公民館
2(5) 2	(総)(若)(子) 学習の場の充実	中央公民館の市民大学講座や市民アカデミー、地区公民館の自主事業等において、男性の子育て参加を推進します。 今後の取組 男性が参加しやすい事業や父の日事業のほか、家族のふれあいが生まれるよう親子や夫婦を対象とした事業を実施します。	中央公民館
2(5) 3	(若)(子) 活動場所の確保	子育て団体の活動場所として、子どもの家や青少年会館(令和8年3月末閉館後、集会機能を別施設に統合)、公民館の利用を推進します。 今後の取組 ・青少年団体、青少年育成団体が活動場所の確保が容易になるように、上記団体への優先的な施設予約を継続します。 ・仲間づくりの場、地域交流の場として子育て団体に公民館が活用されるように努めます。	青少年課、中央公民館
2(5) 4	(若)(子) 情報提供の推進	子育て家庭に向け、情報誌・市ウェブ等により子育てに関する情報を分かりやすく発信します。 今後の取組 広報紙やチラシ類でのPR、ひらつかわくわくマップ(子育てマップ)をはじめとした市ウェブやSNS等、様々な方法で子育てに関する情報をより広く提供します。	保育課、こども家庭課
2(5) 5	(若)(困)(子) 民生委員運営事業	地域福祉の推進のため、地域と行政とのパイプ役としての役割を果たす民生委員児童委員※を積極的に支援します。また、民生委員児童委員と町内福祉村や保育園・学校等との連携を促進します。 今後の取組 定例の地区会長会議や全体研修、部会・連絡会等を通じ、民生委員児童委員の情報共有や資質向上を支援します。また、民生委員児童委員と関係機関との情報交換や意見交換の場を確保し、連携強化を図ります。	福祉総務課

基本目標3 安心して子どもを生み育てることができる環境づくり

【子どもの誕生前から幼児期まで】

施策1 切れ目のない妊産婦・乳幼児への支援

施策の方向

妊産婦並びに乳幼児の健康の保持増進のため、各種相談、教育、健診等の充実を図るとともに、各事業間や関係機関との有機的な連携の強化を図り、妊娠・出産・育児期における切れ目のない支援体制の構築を目指します。

事業

No.	事業名	事業の概要	担当課
3(1) 1	(総)(若)(子) (母) 妊婦・産婦健康診査	順調な妊娠経過を経て、母子ともに健全な出産を迎えることができるように妊婦健康診査の受診を促します。 産後まもない母の心身の回復や授乳状況等の健康状態を確認し、健やかに育児ができるように産婦健康診査の受診を促します。 今後の取組 定期的に受診し、医師や助産師等のアドバイスを受けて、自分自身で健康管理に取り組むことができるよう受診勧奨を行います。	健康課
3(1) 2	(総)(若)(子) (母) 妊婦歯科健康診査	妊婦の歯と口腔の健康の保持及び増進を図り、安心して妊娠・出産ができることを目的とする妊婦歯科健康診査の受診を促します。 今後の取組 歯科医師等のアドバイスを受けて、自分自身で健康管理に取り組むことができるよう受診勧奨を行います。	健康課
3(1) 3	(総)(若)(困) (子)(母) 妊産婦の相談の充実	妊娠早期から産後までの心身の変化や不安等の相談に対応します。 今後の取組 ・母子健康手帳の交付時は、保健指導体制をとって相談に臨みます。 ・妊娠時期に合わせた健康管理に必要な情報を提供します。 ・ハイリスク者に対する関係機関との連携強化を行います。 ・妊婦の健康を見守り、健やかに出産を迎えていただけるよう、妊娠8か月頃に寄り添い支援アンケートを実施します。必要に応じて電話相談や面談を行います。	健康課
3(1) 4	(総)(若)(子) (母) 妊産婦への教育の充実	健やかな妊娠・出産・産後のため、妊産婦への教育を行います。 今後の取組 ・合併症予防、流産、低出生体重児、産後うつ等の予防や早期発見の教育を行います。 ・妊産婦への喫煙や飲酒に関する知識の普及に取り組みます。	健康課
3(1) 5	(総)(若)(子) (母) 産後ケア※事業	母子の孤立を予防するため、母親たちの交流を図り、健やかな育児ができるように産後ルームママはぐを実施します。 体調の回復や育児の不安を解消するためデイサービス、ショートステイ・アウトリーチを実施します。 今後の取組 情報提供をしながら利用状況を確認し、実施機関を増やすように努めていきます。	健康課

No.	事業名	事業の概要	担当課
3(1) 6	(総)(若)(子) (母) 産前・産後ヘルパ ー派遣事業	妊娠中や出産前後で体調不良等のため、育児や家事を行うことが困難な家庭に対し、市が委託したヘルパーを派遣し、育児や家事等をサポートします。	健康課
		今後の取組	
		事業者と連携し、妊産婦の家事や育児の負担軽減が図れるように、引き続き事業を実施します。	
3(1) 7	(総)(若)(子) (母) 産後メンタルヘル ス相談	妊産婦のメンタルヘルス不調の早期発見や重症化防止及び虐待防止のため、個別相談を実施します。	健康課
		今後の取組	
		妊産婦のメンタルヘルス不調を早期に把握し、専門職による相談を行うことで、不安定さを抱える母親やその家族を支援します。	
3(1) 8	(総)(若)(子) (母) 乳幼児健康診査	乳幼児の健康状態の確認及び心身の問題の早期発見・早期治療や支援を目的に健康診査を実施します。	健康課
		今後の取組	
		・健診内容の充実を図り、健康診査受診率の向上に努めます。 ・未受診者への受診勧奨を行い、適切にフォローします。 ・関係機関と連携し、未受診者等の状況把握の体制を継続して取り組みます。	
3(1) 9	(総)(若)(困) (子)(母) 乳幼児期の相談の 充実	未就学児を対象として、保護者の育児不安等の対応と、子どもにとって望ましい生活習慣の確立ができるように育児相談を充実させます。	健康課
		今後の取組	
		乳幼児期の相談(電話・訪問・来所等)を継続します。保護者の育児不安等の軽減と、望ましい生活習慣を確立した児を増やします。	
3(1) 10	(総)(若)(困) (子)(母) 訪問事業	乳幼児を持つ家庭に対する訪問を通し、育児不安への対応や、精神的な不安定さを抱える母親への支援を実施します。また、新生児聴覚スクリーニング検査※の受診勧奨と検査後の不安軽減のために相談先を紹介します。	健康課
		今後の取組	
		こんにちは赤ちゃん訪問(未熟児訪問も含む)の実施率の向上を目指します。	
3(1) 11	(総)(若)(子) (母) 学習の場の提供	乳幼児健診等で年齢に合わせた生活習慣に関する学習機会を提供し、親の育児に関する知識を豊かにすることで子どもの健やかな成長を支えます。	健康課
		今後の取組	
		乳幼児健診等や幼稚園・保育所・認定こども園への巡回教室等で生活習慣(生活リズム、運動(身体を動かすこと・遊び)、食事、睡眠、歯の健康等)に関する情報について、学習の機会を提供します。	
3(1) 12	(総)(若)(子) (母) 5歳児健康診査	発達等に課題があり、特別な支援や配慮を必要とする子どもを早期に発見し、適切な支援を行うため、5歳児を対象に、スクリーニング調査による健康診査を実施します。	こども家庭課
		今後の取組	
		保育所や教育機関と連携しながら、必要な支援を継続します。	

No.	事業名	事業の概要	担当課
3(1) 13	(総)(母) 不妊・不育治療費 助成事業	・医療保険適用の体外受精・顕微授精と併せて、医療保険の適用とならない先進医療の治療を受けた方を対象に、先進医療にかかった費用の一部を助成します。	健康課
		・不育症の診断を受け、治療を受けられたご夫婦及び事実婚関係にある方に対し、治療費の一部を助成します。	
		今後の取組 治療を受けた方が適正に申請できるよう努めていきます。	
No.	事業名	事業の概要	担当課
3(1) 14	(若)(子)(母) 感染症対策の推 進	伝染の恐れがある疾病の発生及びまん延を予防するために予防接種を実施します。	健康課
		今後の取組	
		定期予防接種の重要性について、ホームページ、広報紙、個別通知等、各種事業で周知します。	
No.	事業名	事業の概要	担当課
3(1) 15	(若)(子)(母) 保育所における 食育※の推進	乳幼児期から、正しい食事のとり方や望ましい食習慣の定着、食を通した豊かな人間性の形成、家族関係づくりによる心身の健全育成を図ります。	保育課
		今後の取組	
		クッキング保育やバイキング給食、ボードを使用しての食品構成遊び等を実施します。	

施策2 幼児期の子どもの育ちを支える施策の充実

施策の方向

多様化するニーズに対応する子育て支援の充実と、身近な地域で気軽に交流ができることで、子育ての孤立化を防ぎ、安心して子育てができる環境を目指します。

事業

No.	事業名	事業の概要	担当課
3(2) 1	(総)(若)(困) (子) ファミリー・サポ ート事業	子育ての援助を受けたい方(依頼会員)と子育ての援助を行いたい方(支援会員)を組織化し、幼稚園・保育所等への送迎及びその前後の預かり等の育児の援助活動の橋渡しを行います。 〔依頼会員：0歳から小学校6年生までの児童の保護者〕	保育課
		今後の取組	
		支援会員に対し、預かり中の子どもの安全対策に係る研修を実施するとともに、支援会員の声を聞きながら研修の充実を図っていきます。また、積極的なPR活動を行い、支援会員を増やします。	
No.	事業名	事業の概要	担当課
3(2) 2	(総)(若)(困) (子) 一時預かり事業	保護者の断続的な就労、病気や育児疲れの解消等の理由で、子どもの保育ができないときの緊急・一時的な保育を行います。 〔対象：就学前子ども〕	保育課
		今後の取組	
		民間保育所のほか、認定こども園、子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園でも一時預かりを実施します。	
No.	事業名	事業の概要	担当課
3(2) 3	(総)(若)(困) (子) 延長保育・休日保 育事業	保育所や認定こども園において、延長保育や休日保育を行います。 〔対象：就学前子ども〕	保育課
		今後の取組	
		引き続き、保護者の就労形態等に対応した延長保育や休日保育を実施します。	

No.	事業名	事業の概要	担当課
3(2) 4	(総)(若)(困) (子) 病児・病後児保育	子どもが病中、又は病気の回復期にあるときに、保護者が仕事や病気等により、自宅で看病できない場合に対応するため、病児・病後児保育を行います。	保育課
		今後の取組	
		市内3か所の施設について、医療機関と利用対象者に更なる周知を図ります。引き続き、利用状況を注視しながら、事業を実施します。	
3(2) 5	(総)(若)(困) (子) 子育て支援センター事業	子育て家庭に対する育児不安等についての相談支援、各種子育てに係る情報提供、親子の気軽な交流の場としての子育てサロンの運営、子育てサークル等への支援を行います。 〔対象：就学前子ども及び保護者〕	保育課
		今後の取組	
		事業の周知を図るとともに、親子が気軽に集い、安心して子育てができるように、引き続き子育て支援センター事業を実施します。	
3(2) 6	(総)(若)(困) (子) つどいの広場事業	主に乳幼児を持つ親と子どもが気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合うことで、精神的な安心感をもたらし、問題解決への糸口となる機会(場)を提供します。 〔対象：概ね0～3歳児及び保護者〕	保育課
		今後の取組	
		事業の周知を図るとともに、親子が気軽に集い、安心して子育てができるように、引き続きつどいの広場事業を実施します。	
3(2) 7	(総)(若)(子) ブックスタート事業	全ての乳児とその保護者が絵本を通して楽しい時間を過ごすとともに、豊かな子どもの心を育て、親子の絆を養ってもらえるように子育てを支援します。	中央図書館、健康課、保育課
		今後の取組	
		絵本を通じて豊かな子どもの心を育てることを目標に、各家庭に1冊の絵本を目指し、対象者への周知や参加しやすい機会づくり等、関係機関と連携しながら参加率向上を図ります。	
3(2) 8	(若)(困)(子) 育児講座	子育て家庭の不安感、負担感を軽減できるように、乳幼児の健全な心身の発達、親・家庭の果たす役割及び親と子の関係等について学び、親の育児力の向上を図るため、育児講座を開催します。	保育課
		今後の取組	
		・親の育児不安の解消や育児力の向上を目的とした各種講座の開催や保護者との懇談会を実施します。 ・主任児童委員等の意見を伺い、地域のニーズに合う講座を開催します。	
3(2) 9	(若)(困)(子) 私立幼稚園の預かり保育の推進	県と連携を取りながら、地域の保育需要に対応した、私立幼稚園における預かり保育の充実を図ります。 〔対象：3歳から就学前子ども〕	保育課
		今後の取組	
		引き続き、県と連携を取りながら、地域の保育需要に対応した、私立幼稚園における預かり保育の充実を図ります。	
3(2) 10	(若)(子) 開放保育事業	地域の未就園児とその保護者に、保育所や認定こども園の園庭や施設を開放し、園児との交流や保護者同士の交流を図り、保育士による育児相談や情報提供を行います。 〔対象：就学前子ども及び保護者〕	保育課
		今後の取組	
		保育所や認定こども園で概ね週1回程度、施設を開放し、育児情報の提供や育児相談等を実施します。	

No.	事業名	事業の概要	担当課
3(2) 11	(若)(子)(母) 赤ちゃん広場事業	公立保育所及び認定こども園において、1歳未満の乳児を育てる親を対象に、育児不安等についての相談、子育てに係る情報の提供、親子の気軽な交流の場の提供を行います。	保育課
		今後の取組	
		事業の周知を図るとともに、育児不安等についての相談を受けたり、子育てに係る情報を提供したりできるように、引き続き事業を実施します。	
3(2) 12	(若)(子) 親子ふれあい体験事業	子育て中の親子が楽しく遊び、共通の体験活動を通して親子のふれあいが実感できる場を提供します。	保育課
		今後の取組	
		子育て中の親子が参加できるミニミニ運動会を市内公民館等で実施します。	
3(2) 13	(若)(困)(子) 養育支援訪問事業	保護者の疾病等の理由により、児童を養育することに支障が生じた家庭に対して、安定した児童の養育が可能となるように訪問による支援を実施します。	健康課
		今後の取組	
		適切な時期に支援が導入できるように関係機関と連携を図り、継続して取り組みます。	
3(2) 14	(若)(困)(子) 子育て支援地域派遣事業	地域の子育て支援活動等に保育士や保健師等を派遣し、育児に関する相談・支援を行います。	保育課、健康課
		今後の取組	
		子育てサークル等での育児情報の提供や育児相談、遊びの紹介等、子育て支援に継続して取り組みます。	
3(2) 15	(若)(困)(子) 保育所・認定こども園・幼稚園の育児相談	保育所や認定こども園、幼稚園を利用している保護者や地域の子育て家庭を対象に、電話や面接により、子育てについての不安や悩みの相談に対応します。	保育課、教育指導課
		今後の取組	
		・保育所や認定こども園で実施し、相談の内容によっては関係機関と連携を図ります。 ・幼稚園の在園児の保護者や入園を希望する保護者に対し、電話や面接による子育てについての相談に対応します。	

施策3 幼児期の子どもの教育・保育環境の充実

施策の方向

高まる保育ニーズに対応し、安心して子どもを預けることができるよう、保育士の確保と教育・保育の環境の整備を図ります。

事業

No.	事業名	事業の概要	担当課
3(3) 1	(総)(若)(子) 民間保育所保育士確保支援事業	高まる保育ニーズに対応するため、保育環境の充実に向け、民間保育所の保育士の確保や就労を支援します。 今後の取組 保育士養成校や民間保育所との情報交換や連携を密にすることで、市内民間保育所での就労を促進するとともに、他の自治体による保育士確保策を注視し、魅力的で実効性のある保育士確保支援事業を実施します。	保育課
3(3) 2	(総)(若)(子) 民間保育所施設整備支援事業	保育環境の向上のため、民間保育所の施設整備及び小規模修繕等にかかる経費の一部を助成します。 今後の取組 保育需要を見極めながら、民間保育所等の施設整備費、小規模修繕費や小規模保育事業整備費を助成します。	保育課
3(3) 3	(総)(困)(子) 保育所等におけるICT※の活用	民間及び公立の保育所や認定こども園に対して、デジタル技術の進展を踏まえ、保育士や保護者の負担軽減を図るためのICT化を支援します。 今後の取組 民間及び公立の保育所や認定こども園が取り組むICT化に対する費用の一部を助成します。	保育課
3(3) 4	(総)(若)(子) 公立保育所等運営事業	公立保育所等の管理運営を行います。 今後の取組 より良い保育環境を目指して、保育士等の適正配置、研修の実施、必要な物品の購入に取り組みます。	保育課
3(3) 5	(総)(若)(子) 公立園の再編・整備	「平塚市幼保一元化に関する公立園の見直しについて（改訂版）」を具体化するとともに、公立保育所の施設整備を行います。 今後の取組 公立保育所の再編を進めるとともに、必要に応じた施設整備を行います。	保育課、教育総務課
3(3) 6	(若)(子) 私設保育施設への支援	児童の健康診断、職員の保菌検査、施設賠償責任保険の諸経費に対して助成を行います。 今後の取組 子ども・子育て支援新制度の動向を見極めながら、補助等を実施します。	保育課
3(3) 7	(若)(子) 幼保一元化のモデルケース事業	認定こども園の整備及び開園後の運営に係る課題について、継続して検討します。 今後の取組 港こども園を運営していく中で出てくる課題について検討・対処し、モデルケースとしての知見の蓄積を図るとともに、今後整備する（仮称）土沢認定こども園において、その知見を生かしていきます。	保育課、教育総務課

基本目標4 健やかに子どもが成長できる環境づくり【学童期・思春期】

施策1 学校（園）教育の充実

施策の方向

子どもの生きる力を育み、幼稚園、保育所、認定こども園から小・中学校まで一貫した教育を行うためにさらなる連携強化を図るとともに、地域住民の参画を得ながら、子どもの年代に応じた教育、各地域の特色ある学校づくりを推進します。

事業

No.	事業名	事業の概要	担当課
4(1) 1	(総)(若)(子) G I G A スクール構想推進事業 (教職員向け I C T※活用研修会の実施)	G I G A スクール構想で整備したタブレット端末を児童・生徒が効果的に利活用できるようにするため、指導にあたる教員間のスキルアップを図る目的で I C T の活用研修会を実施します。 今後の取組 児童・生徒への指導にあたり、現場の声を聞きながら、ニーズに即した研修や各校の実態を考慮したサポートを行っていきます。	教育研究所
4(1) 2	(総)(若)(困)(子) 子ども学習支援委託事業	子どもの貧困連鎖抑止に向けた進学・就職のため、生活保護世帯及び生活困窮世帯の中高校生に学習支援を行います。 今後の取組 引き続き、生活保護世帯及び生活困窮世帯の中高校生に対して、無償で学習機会の提供を継続します。	生活福祉課
4(1) 3	(若)(子) 幼児教育指導法の工夫・改善	より豊かな幼児教育を実現するために幼稚園の運営や指導法等を研究します。 今後の取組 幼稚園の運営及び指導法の研究のために園長会及び主任・担任研究会を実施し、幼児教育の充実を図ります。	教育指導課
4(1) 4	(若)(子) 幼・保・小・中連携の推進事業	幼・保・小・中の指導の一貫性を図るために連携学習研究会や連携教育講演会を開催します。 今後の取組 ・幼・保・小・中の連携学習研究会等を通して指導の在り方や指導上の問題点について研究協議し、相互に理解を深め、連携や交流を推進します。 ・幼・保・小・中の連携を推進するために夏季研究教室の講座として、「幼保小中連携教育講演会」を開催します。	教育指導課、 教育研究所
4(1) 5	(若)(子) 幼児教育の支援	保護者の育児不安の解消と幼児の心身の健全な発達のために、幼稚園が幼児教育センター的機能として保護者の交流や教育相談等を実施します。 今後の取組 各幼稚園で、子育て支援の視点を持って、幼稚園教育についての研究会を実施します。また、各幼稚園が、地域の公民館と連携し、家庭教育学級を実施します。	教育指導課

No.	事業名	事業の概要	担当課
4(1) 6	(若)(子) 外国人英語指導者の学校訪問事業	幼児・児童・生徒の英語に対する興味・関心を高め、英語や外国の生活・文化に親しむ態度を育成するために、外国人英語指導者が幼稚園、認定こども園、小・中学校を訪問します。	教育指導課
		今後の取組	
		子どもたちの英語に対する興味・関心をさらに高め、英語や外国の生活・文化に親しむ態度を育成するために、外国人英語指導者とコミュニケーションをとる機会の充実を図ります。	
No.	事業名	事業の概要	担当課
4(1) 7	(若)(子) 教材・教具等の充実	学習環境の向上のため、教材・教具、学校図書等を整備します。	教育総務課
		今後の取組	
		・理科教材の充実のために各小・中学校に予算を配当するほか、理科教育設備整備費補助金を活用し、理科教育設備基準に対する整備率を向上させます。 ・学校図書館図書の充実のために各小・中学校に予算を配当し、学校図書館図書標準に基づき蔵書数を増やします。	
No.	事業名	事業の概要	担当課
4(1) 8	(若)(子) 放課後自主学習教室事業	児童の学習意欲の向上及び家庭学習の習慣化を目指して、放課後に小学校4～6年生を対象に学習支援をします。	教育指導課
		今後の取組	
		実施校における学習支援の充実を図ります。	

施策2 健やかな心と体の育成

施策の方向

児童・生徒自らが、心身の健康に関心を持ち、より良い将来を生きるため、健康の維持・向上に取り組めるように多分野の協働による健康に関する教育の推進と次世代の健康を支える社会の実現を目指します。

事業

No.	事業名	事業の概要	担当課
4(2) 1	(若)(子)(母) 生活習慣病予防・ 歯の健康に関する知識の普及	・ 体格の実態を把握します。 ・ 生活習慣病予防や歯の健康に関する知識の普及に努めます。 ①小学校4～6年生の体格調査と健康に関する教育の実施 ②学校歯科巡回指導の実施	学務課、健康課
		今後の取組 引き続き、体格の実態の把握、生活習慣病予防や歯の健康に関する知識の普及を実施します。	
No.	事業名	事業の概要	担当課
4(2) 2	(若)(子) 健康に関する教育の実施	・ 生活習慣病予防に関する実態の把握をします。 ・ 生活習慣病予防に関する教育を実施します。 ①朝食の摂取、②睡眠、③運動・スポーツ	教育指導課
		今後の取組 生涯を通して健康・安全で活力ある生活を送るために、また、運動に親しむ資質や能力を育てるために、学校教育全体を通して健康に関する教育を推進します。	
No.	事業名	事業の概要	担当課
4(2) 3	(若)(困)(子)(母) 学校保健の充実	・ 心電図検査、心臓疾患第2次検査、腎臓疾患(尿)検査、同2次検査、同3次精密検査、結核健康診査、胸部レントゲン直接撮影、結核健康診断精密検査、学校歯科巡回指導を実施します。 ・ 各学校(園)健康診断(内科、眼科、耳鼻科、歯科)を実施します。	学務課
		今後の取組 引き続き、各種健康診断等を実施します。	
No.	事業名	事業の概要	担当課
4(2) 4	(若)(子)(母) 思春期の教育の充実	生涯にわたり健やかに過ごすための基盤となる思春期の生徒に対し、生命の尊さに気づき、自分自身を大切に思い、相手の身体も思いやる大切さを伝えます。	健康課
		今後の取組 ・ 将来に向けた身体づくりや性に関する知識について、学校等に出向き普及に努めます。 ・ 思春期対策連絡会の実施等で引き続き関係機関との連携を図ります。	

施策3 子どもの居場所づくり

施策の方向

子どもたちが安全な場所で安心して過ごすことができるように放課後児童クラブ（学童保育）の充実を図るとともに、子どもの居場所づくりに努めます。

事業

No.	事業名	事業の概要	担当課
4(3) 1	(総)(若)(困)(子) 放課後児童クラブの充実・推進	放課後児童支援員等としての資質の向上を図るため、放課後児童支援員等を対象とした市主催の研修を推進します。また、近年、県等主催の研修が充実してきたため、より多くの研修機会が持てるように、情報提供し、参加を促進します。 今後の取組 県等主催の研修について情報提供するとともに、市主催の研修については、県等主催の研修内容を踏まえ、放課後児童支援員等として、必要な知識及び技術の習得のための研修を実施します。	青少年課
4(3) 2	(総)(若)(困)(子) 放課後等子どもの居場所づくり推進事業	放課後や土曜日等に、地域の多様な経験や技能を持つ人材等の協力により、子どもたちが学習や文化活動、地域住民との交流活動等を継続的に体験できる取組を推進します。 今後の取組 放課後や土曜日等に、子どもたちが文化・スポーツ、自然体験等様々な活動をする機会を増やします。	社会教育課
4(3) 3	(総)(若)(子) 公園整備事業	公園等を計画的に整備するとともに、整備の際は子どもの発達段階に応じた遊具の設置、配置等を考慮し、遊び場の確保を図ります。 今後の取組 子どもの発達段階に対応した遊具を計画的に整備・補修します。	みどり公園・水辺課
4(3) 4	(若)(困)(子) 放課後児童対策の推進	「放課後児童対策パッケージ 2025」の趣旨に基づき、子どもたちが放課後等を安全、安心に過ごし、多様な体験、活動を行うことができるように、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携した取組を推進します。 今後の取組 ・地域や学校への働きかけを行うことにより、放課後子ども教室の拡充を図ります。 ・小学校の余裕教室等の利用状況を定期的に調査し、放課後児童健全育成事業及び放課後子ども教室への活用の可能性について、庁内で連携して検討します。	青少年課、教育総務課、社会教育課
4(3) 5	(若)(困)(子) 放課後児童クラブ専用施設整備事業	安心・安全・快適な保育環境の向上を図るため、放課後児童クラブの専用施設の施設整備を行います。 今後の取組 放課後児童クラブの専用施設において計画的な修繕等を実施します。	青少年課
4(3) 6	(若)(困)(子) 民間団体との連携	子どもの学習支援団体や子どもの居場所づくりに取り組む団体と意見交換や情報提供等連携を図っていきます。 今後の取組 子ども食堂や学習支援団体等との情報共有を進め、連携を図ります。	こども家庭課

第4章 施策の展開

No.	事業名	事業の概要	担当課
4(3) 7	(若)(子) 子どもの家運営 管理事業	安心できる子どもの居場所を確保するため、施設の運営管理を行います。	青少年課
		今後の取組	
		市内全4館の子どもの家において適切な運営管理を実施します。	
No.	事業名	事業の概要	担当課
4(3) 8	(若)(子) びわ青少年の家 運営事業	恵まれた自然環境の中で、青少年が集団活動を通じて、自主性、創造性、協調性の芽を伸ばすため、施設の貸館業務及びイベントを開催します。	青少年課
		今後の取組	
		びわ青少年の家において、適切な施設運営及びイベントを開催します。	
No.	事業名	事業の概要	担当課
4(3) 9	(若)(子) びわ青少年の家 整備事業	びわ青少年の家の利用者拡大に向けて、施設の改修や備品のリニューアル等を行います。	青少年課
		今後の取組	
		施設の改修や備品のリニューアル等を計画的に実施します。	

施策4 困難に直面する子どもへの支援

施策の方向

子どもたちが様々な悩みごとを気軽に相談でき、一人ひとりに寄り添い、共に考え、適切に支援できるように各種の相談事業の連携と相談員の技能の向上を図ります。また、いじめ等の問題の早期発見・早期対応が図れるよう体制づくりを進めます。

事業

No.	事業名	事業の概要	担当課
4(4) 1	(総)(若)(困)(子) 青少年のための相談機能の充実	青少年自身や保護者が相談できる電話・来室相談等、子どものための相談体制を充実します。	青少年課
		今後の取組	
		青少年自身や保護者の悩みを早期に解決するために相談機能の充実を図ります。	
No.	事業名	事業の概要	担当課
4(4) 2	(総)(若)(子) 教育相談事業	児童・生徒及びその保護者に対し、教育相談を行います。また、関係機関と連携し、校内支援体制の整備を推進します。	子ども教育相談センター
		今後の取組	
		教育相談の実施に対しては、専門的な知識と技能を有する相談員を配置します。また、相談支援チーム委員を学校に派遣したり、医療と連携した学校教育相談を実施したりして、具体的な支援方法の検討を行います。	
No.	事業名	事業の概要	担当課
4(4) 3	(総)(若)(困)(子)(母) スクールカウンセラー※派遣事業	児童・生徒の様々な課題を解決するため、スクールカウンセラーを小・中学校に派遣します。	子ども教育相談センター
		今後の取組	
		スクールカウンセラーを小・中学校に派遣し、本人や保護者のカウンセリングや教職員に対する助言等を行います。スクールカウンセラーの人員増や勤務日の増加を目指します。	
No.	事業名	事業の概要	担当課
4(4) 4	(総)(若)(困)(子) スクールソーシャルワーカー※派遣事業	社会福祉に関する専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを小・中学校に派遣します。	子ども教育相談センター
		今後の取組	
		スクールソーシャルワーカーを各小・中学校の要請に応じて派遣し、不登校や問題行動等の未然防止や早期解決、継続的な支援に向けた対応を図ります。	

基本目標5 若者を支える環境づくり【青年期】

施策1 若者の生活基盤の安定に向けた支援

施策の方向

若者の経済的負担の軽減と市内事業者の雇用に関する取組を支援することで若者の就労をサポートします。

事業

No.	事業名	事業の概要	担当課
5(1) 1	(総)(若) 奨学金返還支援 事業	奨学金を返済している若者世代に、奨学金返済額の一部を補助することで、経済的負担を軽減し、将来に明るい希望が持てるように支援するため、支援金の交付を行います。	青少年課
		今後の取組 交付対象者として認定された方は、最長で5年間、支援を継続します。	
No.	事業名	事業の概要	担当課
5(1) 2	(総)(若)(困) (子) 就労支援事業	ひらつか労働ニュース(市ウェブ上の定期更新ページ)で就労支援情報の周知・啓発に努めるとともに、関係機関等と連携し、企業合同就職面接会等の開催を通じて、市民の就職へ向けた活動を支援します。	産業振興課
		今後の取組 幅広い年齢層を対象とした企業合同就職面接会を開催するとともに、地域若者サポートステーションと連携を図り、若者向けの就労相談会を実施します。	
No.	事業名	事業の概要	担当課
5(1) 3	(総)(若)(子) 正規雇用促進補助 金交付事業	市内事業者が市民を雇用した際に、市内事業者が負担する経費の一部を補助することにより、市民の市内事業者への就職を促進します。	産業振興課
		今後の取組 市民(就職が困難な方、子育て世代の女性)を正規雇用した市内事業者に対して、経費の一部を補助します。	
No.	事業名	事業の概要	担当課
5(1) 4	(総)(若)(子) リスキリングの 促進	ビジネスモデルの変化に対応・適応するために従業員の必要なスキルの習得を促進します。	産業振興課
		今後の取組 ビジネスモデルの変化に対応・適応するために従業員の必要なスキルの習得を促進するため、事業者向けにセミナー開催や支援策の周知等を行います。	
No.	事業名	事業の概要	担当課
5(1) 5	(総)(若)(困) (子) 青少年のための 相談機能の充実 【再掲】	青少年自身や保護者が相談できる電話・来室相談等、子どものための相談体制を充実します。	青少年課
		今後の取組 青少年自身や保護者の悩みを早期に解決するために相談機能の充実を図ります。	